

おだわら労基だより ～2025 冬～

～ 高年齢労働者の労働災害防止のための取組のお願い ～

労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60 歳以上の労働者が占める割合は、近年増加傾向にあります。神奈川県労働局内の労働災害は、全国傾向と同様に、中高年齢者の労働災害の増加・転倒災害を始めとする行動起因災害の増加が課題となっております。

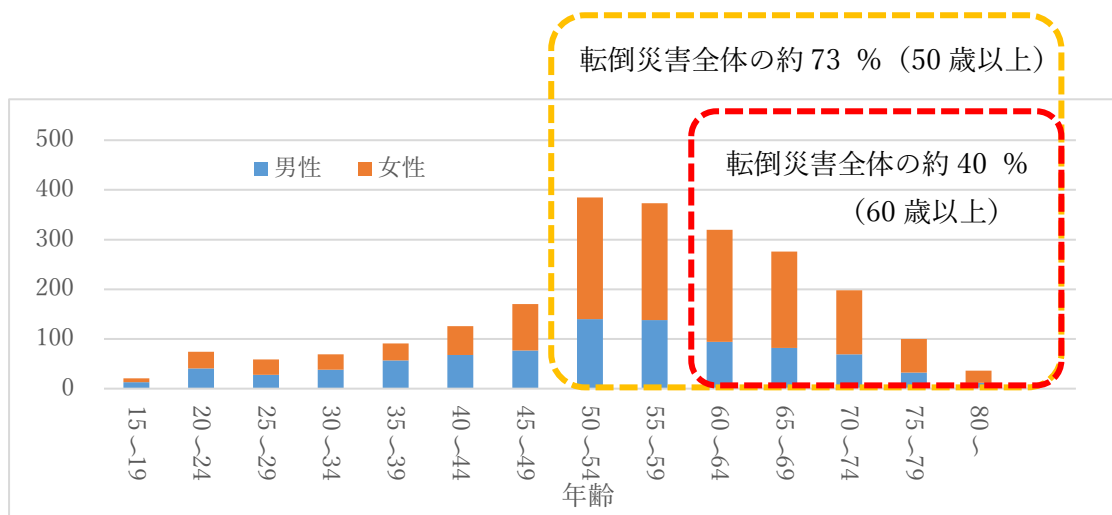


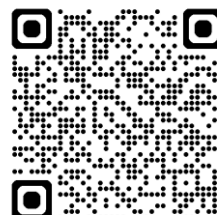
図 神奈川県労働局内における転倒災害の年齢階層別件数(令和6年発生分)

労働安全衛生法では、従前から中高年齢者等の配慮が必要な労働者に対して、その特性に応じた適正な配置を行うことが努力義務となっております。(安衛法第62条)

また、今般の法改正により、高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。(安衛法第62条の2、令和8年4月1日施行)

高齢者の就労が一層進むと予測される中、高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現が求められています。今後公表される当該法改正に関する指針や、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ、高年齢労働者がいきいきと働ける職場づくりの取組をお願いします。

「エイジフレンドリー補助金」を活用して働く高齢者に
配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう



エイジフレンドリーガイドライン
(高年齢労働者の安全と健康確保
のためのガイドライン)(R7.5版)